

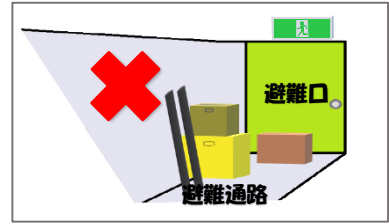
## あなたの「ちょっと」が大きな被害に・・・

☆以下の内容をチェックしてください！

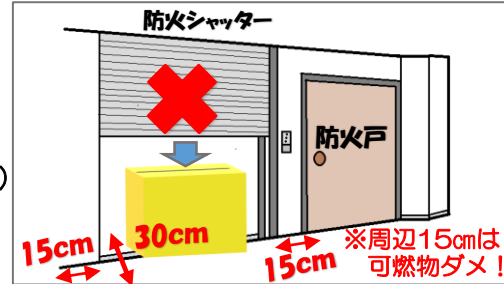
- 防火・防災管理者の選任及び防火・防災管理者による消防計画の作成・届出（消防法第8条・第36条）※建物等により異なりますので詳しくはお問合せください。  
※防火・防災管理者は、各講習の修了者等、資格を有する者から選任する必要があります。  
また5年以内ごとに再講習の受講も必要です。

- 消防計画に基づく消火・避難・通報訓練の実施（消防法第8条・第36条）

- 避難通路及び避難口前に物件を存置せず、適正に維持管理  
（消防法第8条の2の4）

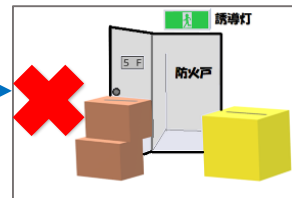


- 防火戸、防火シャッターの閉鎖障害となる物件は撤去し、有効に機能するよう維持管理  
（消防法第8条の2の4、奈良県広域消防組合火災予防条例第40条）

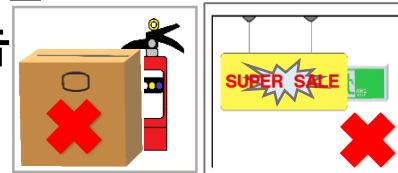


- 防火戸、防火シャッター、避難口は、有効に機能するよう維持管理

防火区画が形成されず被害拡大の恐れあり！



- 消防用設備等が適正に機能するよう維持管理するとともに、定期点検の実施及び結果報告  
（消防法第17条の3の3）



- 防災規制が適用される場合は、防災性能を有する対象物品（カーテン、のれん、じゅうたん等々）を使用（消防法第8条の3）

- 厨房設備がある場合、周囲の可燃物を除去するとともに、油脂等の清掃を定期的に行い、適正に維持管理  
（奈良県広域消防組合火災予防条例第2条の4）



## ★裁判事例

適正に管理していなかった結果、刑事責任又は民事責任を負った事例があります。

### T市カラオケボックス火災



元経営者

避難器具及び使用可能な消火器を設置せず、従業員に対し訓練を実施しなかった。



**禁錮4年**



サラダ油を過熱したままその場を離れた。また、適切に初期消火ができなかった。

元アルバイト店員

合計約2億9千万円の損害賠償（建物所有者含む）

### S区ビル火災



ビル所有者  
統括防火管理者

火災のあった店舗内の状況を十分に把握して点検し、店舗経営者に対し、適切な指導を行うべきであったのに怠った。



**禁錮1年8月、執行猶予3年**



元店舗経営者

店舗避難口前に避難の障害となる物件を存置。消火器が使えず、自動火災報知設備の熱感知器も作動しないと知りながら対策を怠った。



**禁錮2年6月、執行猶予5年**

他にも、新宿歌舞伎町雑居ビル火災等、「避難口の障害物の存置」や「消防用設備等の不備」等を見過ごしたことにより、多くの人命が失われた火災事例が多くあります。

大切な**命**を守るために、継続した消防法令の遵守をお願いします。

また、改装や模様替え等で何か変更が生じる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

お問い合わせ：奈良県広域消防組合消防本部  
予防部査察規制課

電話：0745-78-1192

